

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 岩国市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.6 %
全ての職員	64.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別および勤続年齢別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	97.7 %
本庁係長相当職	99.6 %

(2) 勤続年齢別

勤続年齢	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.4 %
31～35年	96.2 %
26～30年	95.5 %
21～25年	86.1 %
16～20年	95.4 %
11～15年	86.7 %
6～10年	88.2 %
1～5年	84.2 %

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がないため記載なし。
- ・役職段階別の本庁課長相当職区分については該当する女性職員がないため記載なし。

【男女の給与に差異がある主な要因】

職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、諸手当の受給状況及び男女の職員構成比等により差異が生じている。

＜任期の定めのない常勤職員＞

- ・扶養手当について、主たる扶養者となっている男性に対して支給している場合が多く、男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合が26.71%となっている。
- ・男性は時間外勤務や休日勤務の時間が長い傾向にあり、男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は、時間外勤務手当が78.62%、休日勤務手当が30.97%となっている。
- ・育児休業や育児部分休業について、女性がより多く利用しており、年間の平均取得日数は、育児休業は男性0.7日、女性14.6日、育児部分休業は男性0.5日、女性23.5日となっている。

＜任期の定めのない常勤職員以外の職員＞

- ・給与額の高いフルタイム勤務職員の割合が、男性は11.9%（フルタイム勤務27人、短時間勤務200人）、女性は2.2%（フルタイム勤務15人、短時間勤務678人）である。